

訴 状

2025年 4月 11 日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 笹 本 潤

原 告

生、フィリピン国籍

笹本法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 笹 本 潤

被 告 国

上記代表者 法務大臣

処分行政庁

請求の趣旨 1 東京出入国在留管理局長

請求の趣旨 2、3 法務大臣

請求の趣旨 4 東京出入国在留管理局主任審査官

難民認定不認定処分取消等請求事件

目的物の価格 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円

貼用印紙代 金 1 3, 0 0 0 円

請求の趣旨

- 1 東京出入国在留管理局長が 2023 年 10 月 11 日に原告に対してした難民の認定をしない処分を取り消す
 - 2 法務大臣が 2024 年 11 月 15 日に原告に対してした難民の認定をしない処分に対する審査請求を棄却した裁決を取り消す
 - 3 法務大臣は、原告に対し、出入国管理及び難民認定法第 61 条の 2 第 1 項の規定による難民の認定をせよ
 - 4 東京出入国在留管理局主任審査官が 2023 年 10 月 27 日に原告に対してした退去強制令書発付処分が無効であることを確認する
 - 5 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

第 1 本件の概要

原告は、フィリピン人で性自認が女性のトランスジェンダー女性である。そのことにより原告は来日する前にフィリピンにおいて、トランスジェンダーであることに基づく差別的な迫害を受けてきた。フィリピンではカトリックが国

教であり、トランスジェンダーや LGBTQ 全般に対する社会や政府の反応は厳しい。

日本も加入している難民条約において、原告のようなトランスジェンダーを狙った迫害は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由にした迫害と言える。本件は、原告はそのような「難民」であるにも関わらず、難民と認定されなかったので、難民申請及び審査請求で同人の難民該当性を否定した処分等に対して取消を求める訴訟である。

第2 原告の来日の経緯及び原告に対する本件各処分の内容

原告（ 生、現在●歳）は、第3で述べるようなトランスジェンダーに基づく差別による迫害を受けてきたため、来日しようと決心した。1990年代からエンターテイナーとして来日するため、タレント事務所に応募し、1999年1月28日に初来日し、クラブで働いた。その後、2002年に日本のクラブで出会った日本人女性と結婚したが、2012年3月5日には離婚した。

原告は、離婚後、配偶者ビザから3年の定住者ビザへの変更を申請したが、2012年6月15日に不許可となり、それ以来在留資格がない状態で日本に滞在している。

その後原告は難民支援協会（JAR）から、難民申請をすることができると教わり、2022年3月7日に本件の難民認定を申請した。2023年6月9日には認定手続の事情聴取を受けたが、2023年10月11日に被告から難民の認定をしないとの決定処分を受けた（甲1）。

原告はこの決定に対して、2023年10月27日に審査請求を起こし、2024年7月3日には本件原告代理人も出席して口頭意見陳述をして参与員らの

審査を受けた。しかし、同年 11 月 15 日に被告から審査請求を棄却するとの決定が言い渡された（甲 2）。

また、この間に、強制退去手続についても同時に進行し、2023 年 10 月 27 日に原告に対して退去強制令書が発付された（甲 3）。

第 3 原告がフィリピンにいたときに受けてきた LGBTQ（トランスジェンダー）差別による迫害の実態

1. 原告は、フィリピン・ケソン市に [REDACTED] に男子として生れた。原告は、小さい頃からバービー人形や女の子のおもちゃが好きで、1984 年（小学校 1 年生、6 歳）の時からトランスジェンダーであることを感じ始めた。1985 年（7 歳）からはトランスジェンダーを理由としたいじめを受けるようになる。不親切な言葉を投げかけられたり、笑いものにされたりした。原告は、そのころから、悪夢を見、いじめによるトラウマにもなった。
2. 原告は、1987 年（原告 9 歳）以降 1999 年に原告が来日するまでの間、原告の父と兄からトランスジェンダーであることを理由に、「役立たず」「社会のクズ」と言われ、蹴り、殴られ、殺されそうになったことがある。
3. 同じく 1987 年に、原告は、マニラの [REDACTED] 映画館で、痴漢とセクハラを受けたことがある。そのとき、原告は恐怖を抱き、泣き出し、身体の震えが止まらなかった。
4. 1987 年（9 歳）から 1990 年（12 歳）にかけて、原告のいとこのケンジからも被害を受けた。いとこは原告を裸にしていとこのペニスをなめさせるなどのことをされた。また、同じ頃、親戚からも虐待を受けた。親戚には警察官や弁護士が多かったのだが、みんなマチズムのイメージを持って原告を差別、虐待をした。そのため、原告は自殺を図ろうとしたこともある。

5. 原告は、1991 年（13 歳）で高等学校に進み、性自認について悩み、そのとき男性の同級生に惹かれていった。しかし同時に、毎日のように、差別や心ない言葉や、暴力が多く、外出するのが怖くなった。原告は、トランスジェンダーとして社会の攻撃の標的となることを恐れていた。原告は、差別やいじめを受けていたため、学校でトランスジェンダーであることをカミングアウトすることができなかった。この頃、自宅の近くの市場で、トランスジェンダーを理由に、見知らぬ男から背中を蹴られ、背中を殴られるなどの暴行を受け、怖い思いをした。しかし、警察には通報できなかった。警察は原告の言うことを信じないし、無視することも多く、また警察から差別的なことを言われることがあったからである。また、父と兄及びいとこ、近所や社会からも引き続き暴行を受け続けた。

6. 原告は 14 歳（1992 年）ころに、女性ホルモンを使用し始めた。この年、レイプ未遂の被害を受けた。この頃からショッピングモールやパブの女性用トイレに入ると、他人から通報され、警備員が来て「ここに来るな！」「ここに入らないで、男子トイレを使え！」と言われるなどして、女性トイレを使うことを拒否され、追い出されることが多くなった。男性用トイレに入っても、同じように笑いものにされ、通報された。そのため、原告は、家の外のトイレに入ることが怖くなり、家のトイレしか入れなくなった。そのために尿路感染症になり、ひどいトラウマも生じた。

原告は、それ以来、外出することが怖くなり、フィリピンにいるのは危険だと感じ始めた。身近な父と兄からも、暴力といじめや笑いの対象にされ攻撃され続けた。

原告は暴行を受けたことを警察に訴えたことはあったが、トランスジェンダーだからだと一笑に付された。警察からのいやがらせはそれにとどまらな

かった。1999 年にフィリピンに一時帰国した際に、ヘルメットをかぶらずにバイクに乗っていたところ、警察に連行され、取り調べられた時、トランスジェンダーであることにより暴言をはかれ、目の前に 2 丁の銃を突きつけられ、留置所の机の引き出しにお金を入れろ、さもないと危害を加えるぞと脅された。

7. 原告は 1995 年、17 歳で大学に入るが、働く必要があるので 1 年半で退学したが、その後、差別や、汚名、疎外感などの理由で仕事を見つけるのは困難を極めた。

同時期に原告は、トランスジェンダー美人コンテストの「XXXXXXXXXX」に参加し、日本に行くためにプロモーションに応募し、タレント事務所に採用された。そしてダンサーとしての資格（ARB/PDSP）も取得した。

しかし、採用されたXXというプロダクション会社のマネージャーであるXX、当時●歳代)と、その彼氏であるXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX当時●歳代)が、1997 年から 1999 年来日するまで、原告をXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXホテルなど数カ所でレイプし、毎回そのシーンを写真とビデオに撮られた。しかし、マネージャーのXXXXXXXXXXは、仕事の人事権があったので、原告は職を失いたくなく警察に訴えることはできなかった。原告は、家族にも偏見を持たれるのを恐れ、この性的虐待を言うことができなかった。

8. 一方、原告は、エンターテイナーとして、日本に行くメンバーに選ばれた。しかし、XXXXXXXXXXは、興行ビザを取るには 21 歳以上でなくてはならず、原告は若すぎるから原告の兄の名前 (XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX) を詐称することを勧め、原告はそれに従って日本に行くことになった。

原告は 1999 年 1 月 28 日の 20 歳の時に、3 ヶ月の興業ビザで初来日した。

同年 1 月から 6 ヶ月間、興行ビザで日本に滞在し、東京・赤羽のショーパブの「[REDACTED]」で働いた。そこでは原告はパスポートをプロモーターに取られ、夜 8 時から翌朝 5 時まで週 6 日働かせられた。健康保険はなく、月に数万円の給料しかなく、ティッシュ配りもさせられた。宿泊するアパートは狭く、10 人くらい同じアパートに住まされた。これは人身売買だった。

1999 年 7 月には、ビザの期限が切れないように、原告はフィリピンに一時帰国した。帰国後、マネージャーの [REDACTED] と [REDACTED] に、数ヶ月の間に毎週 1 回の頻度でレイプされた。

9. 原告は、1999 年 12 月 18 日に、21 歳の時に、興行ビザで 2 回目の来日をした。そこで原告は、フィリピンではこのような LGBTQ による迫害を受けるので、フィリピンには帰らないことを決めた。原告は来日後、埼玉県や神奈川県で働いた。
10. 原告は 2000 年、22 歳の時、友だちと平塚の [REDACTED] に行った。そこで、2002 年ころ、原告は、その後の原告の妻となる女性（[REDACTED]）と知り合った。2004 年、原告が 26 歳の時、原告は入管に兄の名前を使っていたことを自白し、2005 年からは本名である [REDACTED] を使い始め、[REDACTED] さんとは 2006 年に正式に結婚した。[REDACTED] さんは原告がトランスジェンダー女性であることを受け入れてくれた。そして日本人の配偶者ビザを取得した。そのころ原告は、足立区・[REDACTED] にあるショーパブ・ゲイクラブ「[REDACTED]」でエンターテイナーとして働いていた。

しかし、その後関係が悪化し、[REDACTED] さんが、酒を飲み暴力を働き、ギャンブル、浮気など、[REDACTED] さんは暴力的になってきて、原告を犬のように扱い、原告は精神的な病気になった。2012 年 3 月 15 日に原告は [REDACTED] さんと離婚した。

11. 原告は、日本に定住するようになってからは、トランスジェンダーによる差別を受けなくなった。日本を第2の故郷とし、姪とともに日本で生きていきたいと思っている。
12. 以上のように、原告は、フィリピンにいる家族やプロモーションの関係者、及び近所やフィリピン社会から、トランスジェンダーを理由にした差別、暴力、レイプなどの被害を受けたために、迫害の恐怖を感じている。

第4 フィリピン社会におけるトランスジェンダー差別の実態

1. LGBTQを保護するための立法について

フィリピンではまだ、LGBTQを保護するための法律がいまだに成立していない。

TIME 誌の2023年6月30日の記事（甲4）によると、フィリピンでは、「性的指向など(SOGIESC)に基づく差別を犯罪とする法案が議会で審議され、否決されるという事態が20年以上も続いている。この法案に反対する人々は、ネット上や議会内で偽情報を流している。反対派の二人の議員は、同性婚のさがけになると主張して、差別を犯罪化する立法を批判している」と報道されている。これはいかにフィリピンにおけるトランスジェンダーなどに対する保護が軽視されているかの表れである。また、同誌では、「SOGIESCによる差別を違法とする条例がフィリピンの都市で制定されているが、それらは全く役に立たず、全国的な法律の制定が待たれている」と報道されている。

フィリピンのNGO 声明（甲7、2023年10月9日付）によると、フィリピンでは、過去10年間さまざまな種類のジェンダーに基づく暴力が増加している。トランスの女性団体がLGBTQに基づく差別を禁止する法律の制定を求めている。このように立法されない状態は現在でも続いている。LGBTQに対する差別

禁止のための立法がないことは、他の国からも認識されている。オーストラリア政府外務貿易省の国別報告書（甲 8、2021 年 8 月 23 日付）では、「フィリピンは、LGBTQ に比較的寛容と見られているにもかかわらず、実際には LGBTQ に基づく差別は存在している。LGBTQ の人たちが行うプライド・パレードに対しての抗議もある。同性婚については、国民のアンケート調査では 60 パーセントの人が反対してる。フィリピンのボクシングの元世界チャンピオンも LGBTQ を公然と批判している。LGBTQ の人々を差別から保護する国内法は一切存在しない。この議論は 20 年以上行われているにもかかわらず。地方自治体の条例はあるが、その有効性にはバラツキがある。」と、フィリピンにおける LGBTQ 差別の実態を報告している。

2. トランスジェンダーの人は、他の LGBTQ の人よりもより多くの嫌がらせを経験している。トランスジェンダーの人々が、家族や親戚から縁を切られる例もあり、さらにトランスジェンダーの人々が殺害され、ヘイトクライムも起きている。

フィリピンでは、トランスジェンダー女性が殺害されたという事件も多くある（甲 9、10）。2021 年にトランスジェンダー女性が殺害された際に、容疑者が裁判で抗弁として「トランス・パニック」の抗弁を使って殺人を正当化しようとした。フィリピンではこのような抗弁が常用され、LGBTQ の保護がないがしろにされている。（甲 9）。フィリピンには LGBTQ を差別から守る法律はなく、その結果、トランスジェンダーの人たちは「毎日怖い」と感じている（甲 10）。

TIME 誌の記事（甲 4）では、LGBT 活動家もフィリピン社会から攻撃されていて、「フィリピンの LGBT 活動家であるイノセト氏は、ネット上の偽情報などにより攻撃を受け、自分と家族の安全を守るためにフランスに亡命

申請をした」とのことである。

これらのようにフィリピンにおいては、反 LGBTQ の差別行動が許され、同性婚が認められず、LGBTQ 住民に対する保護もされていない。

医療へのアクセスにおける差別もあり、トランスジェンダーの学生は自身の好む制服を着用するのを妨げられている。フィリピンでは、トランスジェンダーだとわかると、街頭でも襲われることがある。

そのようにトランスジェンダーの人は、フィリピン社会全域にわたり暴力と差別を受ける危険に直面していると言える。

第5 難民不認定処分理由に対する反論

1. 東京出入国在留管理局長の 2023 年 10 月 11 日付の難民不認定の理由、及び法務大臣の 2024 年 11 月 15 日付の審査請求を棄却した理由について

これらの不認定及び棄却理由を整理すると以下のようになる。

- ① マニラを含めた複数の都市等において LGBTQ の権利を認め、差別を違法とする条例が制定されており、本国政府が私人の違法行為を放置、助長するような特別の事情があるとは認められない（難民不認定の理由）。
- ② フィリピンには、LGBTQ を保護する法律は制定されておらず、一般市民からの差別的な扱いもなくなっているとは言えないが、フィリピンには、LGBTQ を処罰する法律は存在していない（審査請求棄却の理由）。
- ③ 原告のいとこやタレントエージェンシーのマネージャーやそのパートナーからの性的嫌がらせなど迫害を受けるおそれについては、同マネージャーはすでに亡くなっており、原告と、いとこやマネージャーのパートナーとは 2000 年以降接触していないから迫害の恐れはない（審査請求棄却の理由）。
- ④ 上記の迫害主体から特別に迫害を受ける現実的な危険があるとは認められ

ない（審査請求棄却の理由）。

2. 被告の難民不認定に対する反論

- (1) <①について>フィリピンの都市には差別を違法としている条例があることに対して

フィリピンの国会では、第4に述べたように、LGBTQ差別を違法とする法律はなく、フィリピン全体の社会情勢としては、カトリックを国教としており、LGBTQ差別は強度だと言える。上記のオーストラリア政府外務貿易省の国別報告書（甲8）においても、「LGBTQの人々を差別から保護する国内法は一切存在しない。議論は20年以上行われているにもかかわらず。地方自治体の条例はあるが、有効性にはバラツキがある。」と、条例の有効性についても疑問を投げかけている。

- (2) <②について>LGBTQを処罰する法律はフィリピンにないこと、に対して

処罰法がないのは確かであるが、フィリピンにおいては上に述べたように、LGBTQ差別を違法とする法律が20年以上にわたって、保守的な勢力によって立法することを拒まれてきたことは事実である。そのことを踏まえれば、LGBTQを処罰する法律こそないものの、フィリピン社会としての差別や迫害は、殺人事件も含めて、蔓延しており、これはLGBTQを処罰する法律に匹敵するような社会的な迫害である。

そして、このことはフィリピン国会によるLGBTQの人たちに対する保護の放棄が持続しているといえるし、フィリピンの警察や政府がLGBTQの差別と迫害を放置し続けてきたと言える。

- (3) <③について>知り合いから受ける迫害の恐れについて

被告は、同マネージャーはすでに亡くなっており、原告と、いとかやマネージャーのパートナーとは2000年以降接触していないから迫害の恐れはな

いと審査請求の棄却理由として述べる。しかし、原告がもし帰国したら、生存している迫害の加害者から再び迫害を受ける可能性は、連絡をしばらくとっていないなくても知り合いを通じて知られる。また、原告の父や兄からの差別、暴力は、原告が帰国すればただちに再開される可能性は高い。

(4) <④について>迫害を受ける現実的な危険について

上記の第3、第4で述べてきたとおりである。そして後に第6の3項で述べるように、難民認定の申請者に、難民認定の要件として、「格別に迫害を受ける現実的な危険」まで求めるべきではない。その国の社会状況や四囲の状況からして、特定の申請者に対する迫害の過去の経験など特別な理由がなくても、「特定の社会的集団の構成員」であること自体により申請者に迫害の危険が及ぶことは十分にありうるのである。

第6 原告の「難民」該当性

1. 難民条約

難民条約第1条A(2)、議定書第1条2項、及び法2条3号の2によると、「難民」とは、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」と定義される。

本件においては、同定義に含まれる難民認定の要件のうち、①「特定の社会

的集団の構成員であること」、②「迫害を受けるおそれ」、③「十分に理由のある恐怖」の該当性が問題となる。

2. 迫害理由の種類について

LGBTQに基づく差別による迫害は「特定の社会的集団の構成員であること」に基づく迫害にあたる。ウガンダ難民判決（大阪地裁 2023 年 3 月 15 日、甲 11）は、難民認定申請者がレズビアンであることを「特定の社会的集団の構成員であること」と認定した。すなわち「同性愛者を、その性的指向に着目して、そうでない者と区別される一つの人的範疇と捉えた上で、この範疇に属する者を、上記のとおり、刑罰を科する対象とするなどしているといえる。このような事情が認められる本件においては、同性愛者であることをもって、上記の「特定の社会的集団の構成員であること」に該当すると解するのが相当である。」と判示している（甲 11, 36 頁）。また ████████ 難民判決（大阪地裁 2024 年 7 月 4 日、甲 12）においても、同性愛者に対して難民認定がされている。

トランスジェンダー女性も、性自認に着目して、そうでない者と区別される一つの人的範疇であるから、トランスジェンダーであることをもって、上記の「特定の社会的集団の構成員であること」に該当すると言える。

3. 「迫害を受けるおそれ」及び「十分に理由のある恐怖」について

原告が迫害を受ける理由である事実は、本書面の第 3, 第 4 で述べたように、（1）原告がフィリピンにおいて、20 歳までに、実際に具体的な被害を受けたこと、（2）フィリピン社会一般に見られる LGBTQ に対する差別と偏見に基づく社会的差別が激しく、国会、政府機関もそれを放置してきたこと、の二つであり、それらを総合して、原告には「迫害を受けるおそれ」と「十分に理由のある恐怖」があると考ええる。

なお、「迫害を受けるおそれ」はある程度客観的なものである必要があるが、かならずしも、当該申請者を迫害の対象としていることが明らかになるような特別な具体的な事情があることまでは要しない。

十分な証拠により迫害のおそれがあることの立証を求めることは難民認定申請者においてかなり困難である。また、さまざまな事例を見ると、過去に実際に迫害を受けていない場合でも、帰国すると迫害の危険性がある場合もある。四囲の状況や社会情勢によっては、申請者に対する過去の迫害の経験などの特別な理由がなくても、「特定の社会的集団の構成員」であること自体により、申請者に迫害の危険が及ぶことは十分にありうるのである。

4. 原告（難民認定申請者）が負う証明責任について

本件は、行政事件であり、基本的な立証責任は原告側が負うものの、迫害を受ける被害者が、加害者側の事情について証拠を十分に持っていることは少ない。特に本件のようにトランスジェンダーに基づく迫害の場合は、誰も見ていない場で暴力や虐待を受けたし、また仮に訴えても警察や社会にトランスジェンダーに対する十分な理解があるとは言えない下では、逆にさらなる差別を受けることもある。そのように、差別されていることの客観的証拠を原告側が有することは少ない。そこで、原告が負う立証、証明責任については、軽減して判断すべきである。

平成28年7月13日名古屋高等裁判所判決（甲13）（平成28年（行コ）第71号難民不認定処分等取消請求控訴事件 - 裁判所サイト掲載）では、難民認定申請者側の証明責任を不当に厳格にすべきでないとして、以下のように判示している。重要な指摘なので必要部分を以下に引用する（甲13、3～5頁）。

「もっとも、難民条約が、国際連合憲章及び世界人権宣言が人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく共有するとの原則を確認していること等を考慮して協定されたこと（前文）からも明らかなように、難民の保護は、単なる恩恵ではなく、普遍的権利に基づく人道上のものとして、締約国に要請されているものであるし、難民認定申請をする者は、通常、非常に不利な状況に置かれているのであって、証明責任を不当に厳格に解して、保護を受ける必要のある難民が、保護を受けられなくなる事態が生じてはならないというべきである。国連難民高等弁務官駐日事務所作成の『難民認定基準ハンドブック』（以下『難民認定ハンドブック』という。）では、『難民の地位の認定を申請する者は、通常、非常に不利な状況に置かれていることが想起されねばならない。そのような者は慣れない環境の中であって、しばしば母国語以外の言葉で、外国の当局に自らの事案を申請するについて技術的及び心理的な重大な困難を経験するかもしれない。』（５２頁），『申請を提出する者に立証責任があるのが一般の法原則である。しかしながら、申請人は書類やその他の証拠によって自らの陳述を補強することができないことも少なくなく、むしろ、その陳述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。・・・

立証責任は原則として申請人の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請人と審査官の間で分かちあうことになる。』（５４頁），『証拠の要件は、難民の地位の認定を申請する者のよってたつ特殊な状況に起因する困難さにかんがみ、あまりに厳格に適用されることのないようにしなければならない。』（５５頁）などとされていることは、顕著な事実である。また、処分行政庁（法務大臣）も、締約国として、迫害のおそれのある者を、みだりに送還してはならないのであり、難民認定手続を難民を保

護するために実効性があるものとして、公正に行うべきことが求められているのであって、取消訴訟における当事者としての主張立証に当たっても、同様の要請が及んでいるというべきである。

そして、迫害を免れるため出国した申請者は、出国時の自らの周辺状況については自らも把握できているものであるし、これを立証することも直ちに困難とはいえないものの、その時点での全国的な状況や、その後、相当期間が経過した後の状況については、国外にいる者がこれを明確に把握することは困難であるし、これを立証することも容易ではない。特に、国内が混乱し、政府の力が及ばず、武装勢力等によって国民が迫害を受ける恐れのある状況であったものが、その後、治安を取り戻し、迫害を受ける恐れがなくなったか否か、政府の保護を受けることができるか否か等について、国外へ離れた申請者の側が把握し、これを立証することは非常に困難である。これに対し、処分行政庁の側は、在外公館や外交ルートを使うなどして、出国時及び処分時の国籍国の具体的な政治情勢や治安状況を収集して把握し、立証のための資料とすることは容易であるし、過去の状況についても、その把握に困難があるものではない（そもそも、訴訟になってから収集すべき性質のものではなく、処分時において収集し、具体的根拠に基づいて、公正な判断を行うことが求められているものである。）。

そうすると、処分行政庁の側は、単に申請者側の主張立証を争えば足りるものではなく、積極的な主張立証が要請されているというべきである。」

以上の指摘のように、原告は、差別されている実態について、今から遡って、また帰国して、すべての証拠を入手することは非現実的である。警察に対する被害申告による被害届などが客観証拠と考えられるが、原告は

LGBTQ による差別がひどかったが、雇われている側の人間でもあるから、職を失いたくないために警察に通報することができなかったし、訴えることにより、再び、加害者から差別されることを恐れていた。また、加害者と密室における差別に基づく暴力、虐待については、もともと客観証拠を提出するのが難しい。

以上のような状況を考慮して、原告側の主張・立証責任を考えていただきたい。

第7 本件処分等の違法性

1 難民審査請求の不許可処分の違法性

第6で述べたことからすれば、原告は難民なのであるから、難民認定請求をみとなかった本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

2 難民審査請求の棄却処分の違法性

第6で述べたことからすれば、原告は難民なのであるから、難民審査請求の棄却処分は違法であり、取り消されるべきである。

3 難民認定の義務付け

以上述べたように、原告は難民であるから、法第61条の2の2第1項に基づき、法務大臣はただちに難民と認定すべきである。

4 本件退去強制令書発付処分の違法性

第6で述べたように、原告は「難民」であつたにもかかわらず、フィリピンを送還先とする退去強制令書発付処分がなされたものである。

被告は、難民条約の締約国である以上、難民条約33条1項に定めるノンフルマン原則を遵守する義務を負っている（法53条3項1号、2号）。被告は、ノンフルマン原則を遵守する義務を負っていたにもかかわらず、退

去強制令書発付処分を行った。

したがって、東京出入国在留管理局主任審査官が 2023 年 10 月 27 日に原告に対してした退去強制令書発付処分は、難民条約第 33 条第 1 項が規定する領域の属する国への送還を禁止した法第 53 条第 3 項第 1 号、及び法第 61 条の 2 の 2 第 1 項の在留資格の許可を受けた場合に退去強制手続を行わないとした法第 61 条の 2 の 9 第 1 項に違反する違法な処分である。

第 8 結論

以上のとおり、原告に対する本件各処分は違法であり、難民と認定されべきであることから、原告は本件訴訟を提起したものである。

以 上

証拠方法

別紙証拠説明書記載のとおり

附属書類

- | | |
|----------|-----|
| 1. 訴状副本 | 1 通 |
| 2. 甲号証 | 2 通 |
| 3. 訴訟委任状 | 1 通 |